

国際シンポジウムの開催

未来に残す歴史的文書・ アーカイブズの充実に向けて

平成16年11月12日金 13:30～17:30

グランドハイアット東京 2F コリアンダーの間

独立行政法人

主催：内閣府・国立公文書館

プログラム

同時通訳あり

■基調講演1 古い組織・新たなる好機

—政府と社会におけるアーカイブズと情報管理—（仮）



© V.Tony Hauser

イアン・E・ウィルソン 氏
(カナダ国立図書館公文書館長)

■基調講演2 オーストラリア国立公文書館の役割

—政府の文書管理の視点から—（仮）



スティーブ・スタッキー 氏
(オーストラリア国立公文書館副館長)

■パネルディスカッション

現代社会に公文書館は必要か？

モデレーター：小池洋次 総合研究開発機構理事、日本経済新聞社論説委員

パネリスト：イアン・E・ウィルソン カナダ国立図書館公文書館長

スティーブ・スタッキー オーストラリア国立公文書館副館長

高山正也 慶應義塾大学文学部教授、内閣府懇談会座長

御厨 貴 東京大学先端科学技術研究センター教授

菊池光興 国立公文書館長

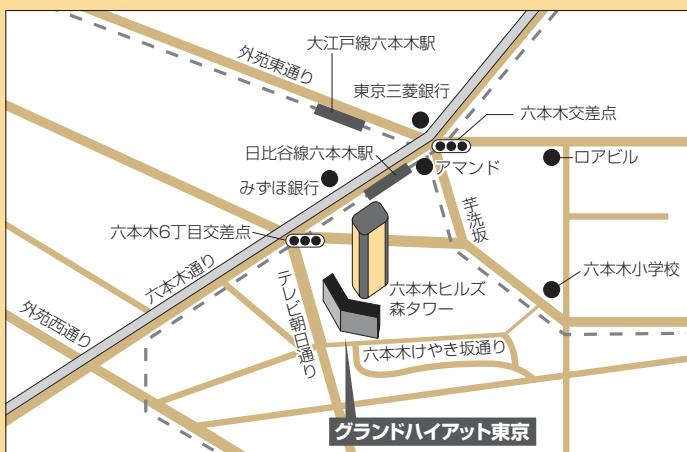
海外アーキビスト招へい者

イアン・E・ウィルソン (Ian E. Wilson)

1943年	ケベック州モントリオール生まれ。
1974年	クイーンズ大学 (Queen's University) で歴史学修士号取得 同大学アーカイブ勤務
1976 – 1986年	サスカッチャewan県立公文書館長
1986 – 1999年	オンタリオ州立公文書館長
1999 – 2004年	カナダ国立公文書館長
2004年 – 現在	カナダ国立図書館公文書館長

スティーブ・スタッキー (Steve Stuckey)

1950年生まれ。シドニー大学で近代史、政治学を専攻し学位を得る
1988年からオーストラリア国立公文書館キャンベラ本館に勤務
1989－1994年 記録評価処分プログラム課長
1994－1995年 アクセス・情報サービス課長
1995－2000年 副館長（Assistant Director General）、政府記録管理部長
2000年－現在 副館長、コレクション・マネジメント部長



交通アクセス

◆ 地下鉄

- 東京メトロ H 日比谷線
H04 「六本木駅」 1C 出口徒歩 3 分

●都営地下鉄 E 大江戸線

E23「六本木駅」 3出口徒歩5分

〒106-0032 東京都港区六本木 6-10-3
グランドハイアット東京
TEL: 03-4333-1234

【お問い合わせ先】

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園3-2

独立行政法人 国立公文書館

TEL 03-3214-0641 FAX 03-3212-8809

E-mail : koubun01@archives.go.jp

シンポジウム講演要旨

カナダ国立図書館公文書館長 イアン・E・ウィルソン氏

「古い組織、新たなる好機 - 政府と社会におけるアーカイブズと情報管理」

- ・2004年、国立公文書館と国立図書館が統合、一つの機関となった。国立公文書館は1872年設立、国立図書館は50年前に設立。ともに同じ文化遺産省に属し、同じ建物にあった。カナダについての知識を総合的に提供するため。テクノロジーの進歩と、国民からのニーズによって実現。
- ・カナダの400年歴史と社会全般を反映する、すべての記録の収集。紙媒体だけでなく、写真、ラジオ・テレビ、映画、絵画、地図などあらゆる媒体の資料を収集。
- ・国立図書館公文書館法が今年成立。国立図書館公文書館長、すなわちウィルソン氏の許可なくしてはいかなる公文書も廃棄してはならない。（以前の法律からそうであった。）
- ・毎年政府全体の作成する記録のうち、1%に満たない記録を永年保存記録として公文書館で保存する。問題は、正しい1%の記録を残しているかどうか。
- ・情報は、政府の資産(asset)としてとらえるべきである。他の建物や、土地や、その他の政府の資産と同じように管理されるべき。これから時代におそらく政府の資産のうちで最も重要なものは情報、記録である。
- ・図書館公文書館は、会計検査院長、公共事業・政府業務省(Public Works and Government Services)、情報化統括官室と協力して政府の記録管理を指導。「政府情報管理ポリシー」を基本精神として発表。
- ・電子文書の普及により、記録が作成される前の段階から、何を残すかを視野に入れた記録管理を徹底しなければならない。その徹底のための様々なガイドラインやツールを図書館公文書館が提供している。
- ・政府の中には、文書管理を軽んずる風土があり、また記録を個人や省の固有のものと考えている者も多い。公務員の間に、記録を作ることの重要性をしっかり教育する必要がある。
- ・記録は力である。それゆえに正しく管理されなければならない。特に、電子文書について、その記録管理を徹底させなければ、我々が情報化時代と呼んでいる時代は歴史上最も記録の残らない時代になってしまう。
- ・公文書館は古くからある伝統的組織だが、我々の社会の記憶を保存し、市民に伝え教育し、良き政府に貢献するという、新たなる好機に遭遇している。日本語で、「枯れ木に花」というそうだが、まさにそのような言葉がぴったりである。

オーストラリア国立公文書館副館長 ステーブ・スタッキー氏
「オーストラリア国立公文書館の役割 - 政府機関の記録管理の視点から」

- ・第二次世界大戦の正史を作る際、記録が残されないのでないかという懸念から、内閣が 1944 年に政府アーキビストを初めて任命。以後、1950 年代から 70 年代までは、公文書館は日常的には政府にとって必要のない記録を、安価に保管できる倉庫としての役割を果たしているにすぎなかった。
- ・1983 年の公文書館法により、公文書館の権限が強化。国防省等を含むすべての省庁の記録が法律の対象となり、公文書を廃棄するか公文書館に移管するかの権限を公文書館が持つようになった。その対象は紙の記録のみならずあらゆる媒体を含む。政府記録管理を支援する権限も得た。
- ・2004-2006 年の総合計画では、2 つの目標を設定。
 - 1 . 国のアーカイブズを保存し、すべての国民がアクセスできるようにする
 - 2 . 政府記録の作成および管理を確実にし、説明責任を持つ政府を支援する現在は、この 2 番目の目標にもっとも力を入れている。
- ・2001 年までに電子政府化するという政府の方針が発表されたとき、公文書館はそれを好機ととらえた。良好な記録管理は民主主義の実施に不可欠である。記録は証拠であり、政府は記録があればこそ説明責任を果たすことができる。
- ・会計検査院長との戦略的提携により、記録管理を指導。よい記録管理を行わなければ、政府の効率的運営ができない。財政的な側面からみても公文書館による記録管理支援は必須。これを会計検査院も支持。記録管理はリスク・アセスメントの一連。財務的な利点の強調により各省の協力を促す。
- ・国立公文書館は、電子記録管理において、政府における主導的立場にあり、各種のマニュアルやガイドラインを提供している。最近、デジタル記録の長期保存の問題に關し、オリジナルの見た目と感触を保持したまま、様々なソフトで作られた記録を XML 互換文書に変換する独自のソフトウェアを開発。HP にそのソフトを開発した。
- ・オーストラリアでは、この 10 年間で公文書館が自身をどのようにとらえるか、また政府機関と国民からどのように見られているか、が大きく変化した。記録を隠しておく秘密の場所、古い記録の保管場所という見方から、国の歴史と、政府がどう国を統治してきたかを見ることができる場所、という見方へと人々の意識を変革する努力をしてきた。
- ・我々は、今すぐに、電子記録の管理を徹底しなければ、記録を将来に伝えることができない。
- ・オーストラリア国立公文書館は、1 . 政府の行った決定の完全かつ正確な記録の保存を支援する 2 . 重要な記録を確実に作成し保存することを支援する という 2 点を通じて、将来の世代に我々の達成した業績の歴史を残すために重要な役割をはたしている。